

第三者評価結果

評価機関: 特定非営利活動法人アスク

①施設の情報

名称：那須こどもの家	種別：児童心理治療施設
代表者氏名：施設長 奥山 隆	定員（利用人数）：入所35人、通所10人 （利用人数 入所22人：29年7月現在）
所在地：栃木県大田原市北金丸2600-11	
TEL：0287-20-0202	ホームページ：http://hoyukai.iuhw.ac.jp/nasu/
【施設の概要】	
開設年月日 2010年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 邦友会	
職員数	常勤職員： 20名 非常勤職員 4名
専門職員	児童指導員 10名 看護師 1名
	保育士 2名 栄養士 1名
	心理療法担当職員 4名 医師（非常勤） 3名
設備の概要	居室数 19室

②理念・基本方針

<p>【理念】</p> <p>一人ひとりの子どもが安心と安全感を持ち、温かな人と人とのふれあいが大切にされるような生活環境の中で、情緒の安定を取り戻し、他者や自分への信頼の回復が図れるよう支援します。さらに、適切な教育や様々な心理的活動を通し、子ども自身が自らの課題や問題に取り組む力を引き出し、家族の理解や協力も得ながら、社会生活に対する自信を取り戻せるよう支援します。また、大学関連施設の特性を生かし、「心理的問題を抱える児童」に関する様々な課題にも積極的に取り組み、関係機関との連携のもと児童福祉の向上に貢献するものとします。</p> <p>【基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none">○法精神の遵守○自主性と自立性の尊重○プライバシーの保護○QOL（生活の質）の維持と向上○地域との連携○在宅支援事業の推進○職員の資質向上○国際医療福祉大学との連携
--

③施設の特徴的な取組

<p>隣接する国際医療福祉大学リハビリテーションセンターの小児神経科医（嘱託）により、全ての子どもが定期的な診察を受けており、大学のボランティアセンターに所属する学生が学習や遊びなどのボランティアとして子どもを支援するなど、施設運営の様々な面において大学との連携が図られている。</p>

④三者評価の受審状況

評価実施期間	平成29年6月30日契約～平成30年1月23日評価結果確定
受審回数（前回の受審時期）	1回（平成26年度）

⑤講評

◇特に評価の高い点

○安心・安全な治療・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制の構築

感染症対策を始め、事故防止と対策、防災対策、不審者対策などに関するマニュアルを策定し、対策と発生時の対応手順を職員に周知している。また、「インシデント・アクシデント速報、報告」によって、事故の状況、対応に関する詳細な記録、また家族への説明報告とコメントも記録され、24時間以内に施設長に報告書を提出している。法人として医療安全管理委員会を設置して報告件数の集約と分析を行い、法人施設全体の事故防止と安全対策に積極的に取り組んでいる。「感染症マニュアル」は整備され、法人が設置する「医療安全管理・院内感染予防管理委員会」に感染症の発生状況、対策について報告レポートを提出しており、委員会に参加する看護師が職員会議で伝達研修を行い、施設での感染症に関する対策を徹底している。

○必要に応じたカンファレンスの実施

全ての子どもについて、入所後1か月目、3か月目、6か月目（その後は6か月毎）に定期のケースカンファレンスを実施して、子どもの生活状況の把握・分析を行い、治療・養育が適切なものになっているか、見直しの必要性の是非等について検討している。カンファレンスには、施設長・心理療法担当職員・児童指導員等・医師・児童相談所職員・分校職員が参加している。また、定期的なカンファレンスの他に、フロア会議での検討や家族との検討会も随時行っている。また、心理担当職員は、外部のスーパーバイザーを招いてのケース検討会を月1回実施している。

○医師による精神科的な治療が必要な子どもに対する適切な治療の実施

隣接している国際医療福祉大学リハビリテーションセンターの小児神経科医（嘱託）により、全ての子どもが月2回の定期的診察を受けている。それ以外にも、必要に応じて随時医師の診察を受け、服薬の調整や治療・支援内容の指示やアドバイスを受けることができるようになっている。精神科治療が必要とされる子どもには、嘱託医との協議の上、外部の精神科を受診する体制が整っており、精神科の受診、治療に際しては、児童相談所とも連携し、保護者に連絡して同意を得て実施している。

◇改善を求められる点

○運営の透明性を確保するための取組

法人の理念や事業概要、事業報告、決算情報は法人のホームページで適切に公開されているが、施設に関する情報は開設当初のパンフレットを貼り付けた程度に留まっており、第三者評価の受審とその結果や苦情・相談の体制や内容も公表していないなど、運営の透明性を確保するための取組が十分行われていないため、社会・地域に対してはもちろん、治療・支援を必要とする子どもや保護者等に情報が十分提供されているとは言えない。今後は、治療・支援を実施する施設に対する理解を子どもや保護者、地域に広める意味でも、施設独自のホームページを開設するなど、日常的な治療・支援の紹介も含めたできるだけ多くの情報を公開していく取組が必要である。

○子どもの満足の向上を目的とする仕組みの整備と取組

生活場面で生じる子どもの意見は「子どもの意見と対応マニュアル」に従って職員が聞き取り対応しているが、子どもが意見を述べる機会としての「子ども会議」が設置されておらず、日常的なミーティングも行われていない。子どもからの意見・要望を聞き取った職員は、受付様式に従って記録し、その結果を子どもに伝える過程で子どもの満足を把握している。しかし、現在の取組では、子どもの満足の向上を目的とした仕組みが整備されているとは言えないので、今後、更に子どもたちの満足の向上のための積極的な取組が必要である。

○子どもに対し権利について正しく理解できるような説明

子どもの権利については、日常の生活場面の中で随時年齢や状況に応じて、特に子ども間でトラブルが起きたときなどに説明し理解を図るよう努めている。しかし、子どもの権利に関する学習会を行うなどの積極的な取組は行われていない。今後、人には「生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利」という様々な権利があることを、施設の日常的生活を送る上で具体的な権利として理解できるような取組を、子どもに対して実施することが必要である。